学校保健安全法 昭和三十三年法律第五十六号

目次

第二章 学校保健第一章 総則(第一条—第三条)

条) 第一節 学校の管理運営等(第四条―第七ポ二章 学校保健

第四節 感染症の予防(第十九条—第二十一第三節 健康診断(第十一条—第十八条)第二節 健康相談等(第八条—第十条)

第

Ŧi.

節学校保健技師並びに学校医、学校歯

(三章 学校安全(第二十六条—第三十条)(第二十四条・第二十五条)第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

第一章 総則附則 第一章 総則 第三十一条・第三十二条

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及 で職員の健康の保持増進を図るため、学校において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られて実施され、児童生徒等の安全の確保が図られて実施され、児童生徒等の安全の確保が図られて実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における教育活動が安全な環境においるよう、学校における安全で関し必要な事項を定めるとともに、学校における児童生徒等及 (定義)

規定する学校をいう。 育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に 計**条** この法律において「学校」とは、学校教

(国及び地方公共団体の責務) に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。 2 この法律において「児童生徒等」とは、学校

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に関する最新の知見 第一学校における保健及び安全に関する最新の知見 第一段び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の及び事例を踏まえていて保健及び安全に係る取組が第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図

ものとする。

・
は関する計画の策定その他所要の措置を講ずるに関する計画の策定その他所要の措置を講ずるがかつ効果的に推進するため、学校安全の推進的かつ効果的に推進するため、学校安全に係る取組を総合

、。 じた措置を講ずるように努めなければならな 毎 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準 ものとする。

第二章 学校保健

(学校保健に関する学校の設置者の責務) 第一節 学校の管理運営等

よう努めるものとする。 よう努めるものとする。 とない、当該学校の施設及び設備並びに管理運るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運産生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図です。 学校の設置者は、その設置する学校の児

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等ですの健康の保持増進を図るため、児童生徒等のが職員の

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採第六条 文部科学大臣は、学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。

なければならない。 できができばればならない。 マゲの設置する学校の適切な環境の維持に努める 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らし

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の保健室)

ため、保健室を設けるものとする。 導、救急処置その他の保健に関する措置を行う 等、教急処置その他の保健に関する措置を行う は、健康診断、健康相談、保健指

第二節 健康相談等

(健康相談)

(保健指導) 康に関し、健康相談を行うものとする。 康に関し、健康相談を行うものとする。

て、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携し

必要な助言を行うものとする。
十四条及び第三十条において同じ。)に対して教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二特方とともに、必要に応じ、その保護者(学校滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を握し、健康上の問題があると認めるときは、遅極し、健康上の問題があると認めるときは、遅めな観察により、児童生徒等の心身の状況を把

第三節 健康診断 第三節 健康診断 当該学校の所在する地域の医療機関その他の関当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(地域の医療機関等との連携)

に住所を有するものの就学に当たつて、その健校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内成定により翌学年の初めから同項に規定する学規定により翌学年の初めから同項に規定する学規定により翌学年の初めから同項に規定する学

(就学時の健康診断)

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要低規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

の健康診断を行わなければならない。生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)(児童生徒等の健康診断)

ては、文部科学省令で定める。 第十七条 健康診断の方法及び技術的基準につい (健康診断の方法及び技術的基準等)

に 2 第十一条から前条までに定めるもののほか、 健康診査等指針と調和が保たれたものでなけれ 健康診査等指針と調和が保たれたものでなけれ はならない。

(保健所との連絡)

する。
年十八条 学校の設置者は、この法律の規定によのとする。

(出席停止) 「感染症の予防

(臨時休業) 校長は、感染症にかかつており、かか 第十九条 校長は、感染症にかかるおそれのある により、出席を停止させることができる。 により、出席を停止させることができる。

休業を行うことができる。
があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の
第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要

(文部科学省令への委任)

第二十一条 前二条 (第十九条の規定に基づく政第二十一条 前二条 (第十九条の規定に基めるを含む。) 及び感染症の予防に関して規定する法律 (これらの法律に基づく命令を含む。) る法律 (これらの法律に基づく命令を含む。) 及び感染症の予防に関して規定する (第十九条の規定に基づく政策に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

校歯科医及び学校薬剤師学校保健技師並びに学校医、学

学校保健技師を置くことができる。 (学校保健技師)

術に従事する。 学校保健技師は、上司の命を受け、学校におる 学校保健技師は、上司の命を受け、学校にお

第二十三条 (学校医、学校歯科医及び学校薬剤師) 学校には、学校医を置くものとす

2 剤師を置くものとする。 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬

ぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうち 命し、又は委嘱する。 、歯科医師又は薬剤師のうちから、任一学校歯科医及び学校薬剤師は、それ

技術及び指導に従事する。 における保健管理に関する専門的事項に関し、 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執 学校歯科医及び学校薬剤師は、学校

5

の準則は、文部科学省令で定める。 第六節 地方公共団体の援助及び国の

助を行うものとする。 療のための医療に要する費用について必要な援 ずれかに該当するものに対して、その疾病の治は、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のい かかり、学校において治療の指示を受けたとき 生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものに 部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を 期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学 校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前 (地方公共団体の援助 地方公共団体は、 その設置する小学

号)第六条第二項に規定する要保護者 (昭和二十五年法律第百四十四

者に準ずる程度に困窮している者で政令で定 生活保護法第六条第二項に規定する要保護

(国の補助)

第二十五条 国は、地方公共団体が前条の規定に より同条第一号に掲げる者に対して援助を行う 要する経費の一部を補助することができる。 場合には、予算の範囲内において、その援助に 前項の規定により国が補助を行う場合の補助

の基準については、政令で定める。 第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全 第二十九条第三項において「事故等」という。) 生じた場合 事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び て、事故、加害行為、災害等(以下この条及び の確保を図るため、その設置する学校におい (同条第一項及び第二項において とする

することができるよう、当該学校の施設及び設 な措置を講ずるよう努めるものとする。 備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要 「危険等発生時」という。)において適切に対処 (学校安全計画の策定等)

の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全 指導、職員の研修その他学校における安全に関 なければならない。 校生活その他の日常生活における安全に関する 安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学 する事項について計画を策定し、これを実施し

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備に 当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るも 又は当該措置を講ずることができないときは、 障となる事項があると認めた場合には、遅滞な のとする。 く、その改善を図るために必要な措置を講じ、 ついて、児童生徒等の安全の確保を図る上で支

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全 う。)を作成するものとする。 の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、 き措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領 危険等発生時において当該学校の職員がとるべ (次項において「危険等発生時対処要領」とい

2 る周知、訓練の実施その他の危険等発生時にお 講ずるものとする。 いて職員が適切に対処するために必要な措置を 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対す

3 び当該事故等により心理的外傷その他の心身の 危害が生じた場合において、当該児童生徒等及 の場合においては、第十条の規定を準用する。 の者に対して必要な支援を行うものとする。こ 関係者の心身の健康を回復させるため、これら 健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の (地域の関係機関等との連携) 学校においては、事故等により児童生徒等に

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の その他の関係者との連携を図るよう努めるもの を図るとともに、当該学校が所在する地域の実 を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民 の関係機関、地域の安全を確保するための活動 情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他 確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携

定めがある場合のほか、この法律に基づき処理第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の (学校の設置者の事務の委任

第三十二条 門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置 すべき事務を校長に委任することができる。 (専修学校の保健管理等) 専修学校には、保健管理に関する専

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指 うに努めなければならない。 導、救急処置等を行うため、保健室を設けるよ くように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条ま 条から前条までの規定は、専修学校に準用 で、第十三条から第二十一条まで及び第二十六

抄

附

定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定1 この法律中第十七条及び第十八条第一項の規 は同年六月一日から施行する。 (施行期日)

(昭和五〇年七月一一日法律第五

(施行期日) 九号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を経過した日から施行する。 (昭和五三年三月三一日法律第一

る改正規定並びに同条第三項の改正規定は、昭定、第十七条の改正規定、第十八条第二項を削 条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規 条第二項を削る改正規定、同条第三項及び第九 する。ただし、第二条の規定中学校保健法第八 和五十四年四月一日から施行する。 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行 四号)

附 0号) 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(施行期日) 一四号)

|第一条 この法律は、 行する。 平成十一年四月一日

六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第千三百四十四条の規定 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 二年を超えない範囲内において政令で定める日 第十九条までの規定は、公布の日から起算して 施行する。ただし、第九条及び附則第八条から を超えない範囲内において政令で定める日から から施行する。

則 (平成一七年三月三一日法律第二

三号) 抄

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行す

抄 (昭和六〇年七月一二日法律第九

〇 附 一 号 則 抄 (平成一〇年六月一二日法律第一

第一条 この法律は、 行する。 平成十一年四月一日から施

則 抄 平 成 一〇年一〇月二日法律第一

エから施

附 三号) 則 抄 (平成一四年八月二日法律第一〇

附

(施行期日)

〇号) 附 則 抄 (平成一八年六月二一日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十九年四月一日から施

六号) 附 則 抄 (平成一九年六月二七日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して六月

三号) 則 抄 (平成二〇年六月一八日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 平成二十一 年四月一日 いから

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過 の施行の状況について検討を加え、 た場合において、この法律による改正後の規定 必要がある

3 う開きではではででで</th